

令和4年11月9日

教職員 各位

(最高管理責任者) 学長
(統括管理責任者) 事務局長
(コンプライアンス推進責任者)
各学部長
総務課長

研究費の不正使用防止に関する取り組みについて（周知）

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）が令和3年2月1日に改正され、不正使用防止の組織風土形成のため研究機関に実施を要請する事項として、「不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動の実施」が新たに求められることとなりました。

この改正を受けた啓発活動の取り組みとして、公的研究費の適正な執行に関わる情報等を四半期に一度発信します。

今回は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正概要について周知します。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正について

本ガイドラインは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として平成19年2月に策定されたものです。

○今回の改正の背景

ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきましたが、依然として様々な形で研究費不正が発生し続けているのが現状です。

【件数】平成26年のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移。

【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向

【要因】①不正防止のPDCAサイクルの形骸化
②組織全体への不正防止意識の不徹底
③内部牽制の脆弱化

これを受け令和3年の改正では、不正を起こさせない組織風土を形成することが極めて重要とされ、研究機関に実施を要請する事項として「不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とした啓発活動の実施」が、新たに追加されました。

○不正行為が行われた場合の措置

不正行為者に対する措置

- 学内懲戒規程による懲戒処分
- 外部への公表
- 公的研究費を配分機関へ返還
- 公的研究費への応募申請・参加資格の制限

大学に対する措置

- 管理条件の付与
- 間接経費の削減・配分の停止

研究費不正を防止することが各研究機関の組織や研究者を守る

ことにつながるものであることから、機関の長のリーダーシップの下、それぞれの研究機関の組織風土に合った、創意工夫ある主体的な不正防止策を組織全体として講じていく必要があります。

本学では四半期に一度、研究費の不正使用事例や内部監査結果をもとにした内容を情報発信していきますので、改めて研究費の適正な執行について考える機会としてください。

◆不正防止に関する規程・要領等

- ・ 岡山県立大学における研究費の不正使用防止等に関する規程
- ・ 岡山県立大学の研究活動における不正行為防止等に関する規程
(その他関連規定等)
- ・ 岡山県立大学における研究費の不正使用防止等に関する行動規範
- ・ 岡山県立大学における研究費の不正使用防止計画
- ・ 岡山県立大学における研究データの保存等に関する細則

◆研究費の不正使用に関する通報等（告発）について

岡山県立大学の教職員が使用する公的研究費（大学管理の研究費）の執行において、不正な取引等をご存知であれば、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、次の窓口にご報告（通報）することができます。

なお、ご報告いただいた情報については、後日、調査が必要となりますので、必ず次の情報をご教示下さい。

ア.不正使用を行ったとする本学の教職員名又は研究グループの名称

イ.不正使用の事実内容（ただし、当該事案に係る公的研究費の修了期間が属する年度を経過して5年以内のものに限る。）

ウ.ご報告を行う方の氏名、所属・職名及び連絡先（岡山県立大学では、ご報告者又は被告者が不利益な取扱いを受けることのないよう、守秘等の適切な方策を講じます。）

岡山県立大学事務局
地域連携・研究推進課 連携推進班
TEL：0866-94-2294（直通）
FAX：0866-94-9105
E-mail：kenkyu@ad.oka-pu.ac.jp